

平成23年6月15日（水曜日）

議 事 日 程

平成23年6月15日 午前9時00分 開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第3号から議案第6号についてまで
日程第3 選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第4 舟橋村農業委員会委員推薦の件
日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘	秋	君		
2番	塩	原	勝	君		
3番	野	村	信	夫	君	
4番	明	和	善	一	郎	君
5番	山	崎	知	信	君	
6番	川	崎	和	夫	君	
7番	竹	島	貴	行	君	
8番	前	原	英	石	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君		
副 総	村 務	課	長	古	越	邦	男	君

教 育 長	高 野 壽 信 君
生 活 環 境 課 長	高 畠 宗 明 君
会 計 管 理 者	笠 田 恵 雄 君
総 務 課 主 幹	松 本 良 樹 君
総 務 課 主 幹	吉 田 昭 博 君
代 表 監 査 委 員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 勝
---------	-------

午前 9時00分 開議

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成23年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

まず初めに、統一選挙後、初めての定例議会でございますので、一言お礼とお願いを申し上げます。とともに、これからも村民の皆様方からのご意見を受けとめながら、2期目の議員活動に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご指導いただきますようお願いを申し上げます。

また、3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災されました多くの方々に、心よりお悔やみやお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧・復興されますよう心より念じております。

それでは、通告しています、身近な問題ではありますが、2項目についてお尋ねをいたします。

まず第1点目として、交通安全施設の整備についてお聞きいたします。

現在、舟橋村内に交通安全施設の不備なところが見られますが、今後の整備計画の有無及び改善時期等についてお伺いをいたします。

別紙1をごらんください。お手元のほうにあるかと思しますので、よろしく願いします。

J Aアルプス舟橋出張所横の地鉄踏切と郵便局横までの間に横断歩道がないため、通学に利用されている児童が大変に危険なところを通り通学している状況が見られます。舟橋地区より来た場合、サークルK前の交差点を左折し、郵便局横の3差路を左折したところで歩道は行きどまりになっております。向かい側の歩道に渡るのに、横断歩道が

ないため、車の合間を縫って渡っているのが現状かと思われます。安全な通学路の確保のためにも、安全施設の整備が急がれます。

次に、別紙2をごらんください。この場所は、前年度に宅地造成に合わせて拡幅された稲荷地区の村道交差点の地図です。

国重地区より八幡川の橋を渡り、稲荷地区へ左折したところですが、道路の幅員が広がりスピードが出しやすくなったところで道路が直角に曲がっております。曲がり切れなかった車両が交差点で大きく膨れて、前方より走ってきている直進車両と衝突、接触事故と、実例が見られます。一刻も早く誘導標識やスピードダウン標識、全方向一旦停止標識など安全対策を講じるべきと思いますが、いかがでしょうか。

このほかに、各地区の自治会より要望されています交通安全施設等についても、優先順位を決め、速やかな整備について要望し、これらのことについて村長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目の舟橋村を紹介した観光名刺の台紙作成についてお伺いをいたします。

日ごろ名刺交換をする際に気づくことですが、県内の市、町では、それぞれの地域の名所や町の木、町の花、史跡等を題材にした観光名刺の台紙をつくり、広く住民の方々の名刺に活用されております。

現在、舟橋村にはありませんので、広く村民の写真家や写真を趣味としておられる方より力作を募集して、舟橋村の宣伝になるような台紙づくりに取り組むお考えはありませんか。

近隣の町の状況は、上市町では12種類の台紙があります。100枚当たり630円です。印刷をした名刺は100枚当たり945円で販売されております。また、立山町では10種類の台紙があります。100枚当たり500円で販売され、印刷代については別途料金となっております。

舟橋村には、オレンジロードの桜並木やオレンジ・パーク舟橋、蓮畑、無量寺、カモシカとしゃかん、舟橋村から望む立山連峰など、舟橋村を紹介する題材はいろいろあると思います。

住みやすい舟橋村を紹介する台紙をつくり、住民の方々の利用を促し舟橋村をアピールしてはいかがでしょうかと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、2項目についてお伺いをいたします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

それでは、4番明和議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、交通安全施設の整備についてのご質問であります。

ご存じのとおり、交通安全施設とは、道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設であり、広く道路標識、区画線、防護柵、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡等が含まれているわけであります。

これらの施設の設置に当たりましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令）に基づいて策定されているそれぞれの施設ごとの基準によって行われるのであります。

また、横断歩道や道路標識の設置者についても同様に定められておりますので、横断歩道や規制標識につきましては、都道府県公安委員会が、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すための警戒標識、道路幅員の減少とか路面凹凸ありなどでありますけれども、その他、区画線、防護柵、道路照明等については、道路管理者が設置されることになっております。

今申し上げたとおり、ご指摘がありましたけれども、舟橋村ができること、県ができること、それぞれ違いがあるということを十分お含みいただきたいわけでありまして、我々の住んでいる村の交通規制は舟橋村でできないということが非常に問題になっているわけであります。しかしながら、一面、皆さんに考えていただきたいことは、舟橋村だけに車が通るわけではありません。全国に車が通っておるわけであります。そうなりますと、やはり統一した見解を持たないと、ただ単に学校の前だから速度を30キロに制限せよという乱暴な言い方は通らないということもお含みいただきたいと思うのであります。

そういったことを念頭に置かれて、これから私は申し上げますが、各自治会が要望された交通安全施設の設置につきましては、その都度、対応窓口であります上市警察署に要望書を提出いたしまして協議し、その実現に向けて努力しているところであります。

一方、本村からの要望につきましては、上市警察署内で現地確認を行い、危険性、交通量、滞留状況等につきまして署内で協議検討の上、必要性の高いものについては県警本部のほうへ要望していると聞いておるわけであります。

ここで今日までの実績状況を申し上げますと、平成21年度、22年度では各地区から11件の要望があり、対応済みのものが5カ所、実施困難であると回答のあったもの

が2カ所、回答待ちのものが4カ所あります。

今後は、実施困難であると回答のあったものも含めまして、再度、現況調査、確認をいたしまして、上市警察署に設置に向け要望してまいりたいと考えております。

先ほどご指摘ありましたJ Aアルプス横の踏切と郵便局間の横断歩道につきましては、本村においても懸案の課題となっております。そういったことから、上市警察署及び道路管理者である立山土木と、設置に向けて再度、協議してまいりたいと考えております。

また、稻荷地区の交差点につきましては、現在、一旦停止の標識の設置について上市警察署と協議をいたしておるわけでありますので、今後とも、そういった村民の安全・安心と申しますか、それを利用されるドライバーにつきましても同じことと申します。交通安全施設の設置は、先ほど言いましたように安全・安心のまちづくりには欠かせないものでありますので、交通安全協会をはじめとした関係団体の協力を得ながら、村内の交差点等の危険箇所を再点検いたしまして、その設置等の実現に努力してまいりて存存でありますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、舟橋村を紹介した観光名刺の台紙作成についてであります。

今、明和議員がおっしゃったように、多くの自治体では、いろんな知恵とアイデアを出しながら、県内外にそれぞれの自治体のPR活動を行っているのが実態であります。その中で、今ご指摘あったように、観光名刺の台紙もPRの一つであると思っております。

そしてまた、自治体にはそれぞれの特徴があるものであります。例えば県東部の立山町では雄大な立山連峰、あるいはまた上市には劔岳や穴の谷霊水、滑川市のホテルイカなど、全国に発信できる観光資源を持つ市町村にとりましては、それらが多くの方を県内外から招くための観光のPRにもなっていると私は思っているわけであります。

本村におきましては、蓮の花や、あるいはまた明治2年に起きました農民一揆、いわゆるばんどり騒動の集合地として知られます無量寺、あるいはまた、今、特産品等を開発しておりますカボチャ、枝豆など、そういった特産品を使ったクッキーもことしの3月に発売できるようになりましたけれども、こういったものがあります。

しかしながら、こういった特産品につきましてはまだ開発途上でありますので、今後さらに研究開発を進めてまいるとともに、同じようにPRをしてまいりたいと、こういうふうなことも思っております。

そのほかに、現時点では全国から本村へ来ていただくような観光資源があるとは言いがたいものでありまして、また逆に、村外からあるいは県外から来られたときに、そういった滞在できるような施設もないことも実態であります。

しかし、舟橋村の魅力をもっと発信できる方法がないかというのは、やはり小さな面積、3.47平方キロの日本一小さな村であるといった中で図書館が日本一になっていると。それは、ここ十数年来、1人当たりの貸し出し冊数が40冊を超えておるとのこと。そしてまた、ご案内のとおり、3年前の7月にカモシカが舞い込んだということから、『カモシカとしゃかん』という絵本を発刊いたしました。

そのように、舟橋村には誇れるといたしますが、全国的に知れ渡っていることが幾つかあるわけでありまして。そういったことを題材にしてPRしていくことも必要であると思っておりますし、もう一つは、やはり舟橋村は非常に自然環境に恵まれているということ、すなわち住みやすさだと私は思うわけでありまして。そういったことを大いにPRすることもこれから村にとって大切なことではなかろうかと。

そして、そういった立地条件に舟橋村があると。例えば交通関係でいきますと、電車では県都の富山市へ13分で行けるとか、あるいはまた富山空港へは25分で行けるとか、あるいはまた北陸自動車道の立山インターへ5分余りで行けるとか、そういったいろんな利便性があるわけでありまして。

それからまたもう一つは、皆さんご存じのとおり、役場とか小学校、中学校、保育所、あるいはまた舟橋会館等につきましては1キロ以内。舟橋村に住んでいる方は1キロ以内にそういった公共施設がある。こういった地域間の格差がないといたしますが、利便性に富んでいる。そういった恵まれた環境にあるということですね。そういったことを大いに生かしたPR活動が大切でなかろうかと、こういうふうに思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、今言った視点も取り上げながら、今後、そういった名刺といたしますが、そういったものにアイデアを生かしながら検討してまいりたいと思っておりますのでございまして、これからは私は大切だと思っておりますので、今までのことは今までのこと、これから舟橋村はどうあるべきなのか、そういうPRはどうあるべきなのかということに真剣に取り組んでまいりたいと思うわけでありまして、そういう点、ご理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

質問に入る前に、去る3月11日に発生しました東日本大震災で被害に遭われました多くの方々にお見舞いを申し上げます。また、被災地域の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りします。

それでは、通告に基づいて3点についてお伺いします。

第1点は、消防の広域化についてであります。

平成18年より協議が進められている消防広域化については、昨年の7月に黒部市が、さらに11月には立山町が枠組みが崩れたとして、またことし2月には朝日町、そしてこれまで態度を保留してきた入善町が5月末に協議会に不参加の意向を表明されております。結局、魚津、滑川、上市、舟橋の4市町村によって協議会を設立し、広域化の具体的な調整に入ったことになっております。

また、消防広域化までの基本スケジュールや協議会の組織図も今回初めて議会に提示されたわけですが、今まで議論の材料となるデータや詳細な資料が議会に示されていなかったように思われます。

当局として、広域化の進捗については全員協議会において報告はあったとしても、舟橋村としてどのように対処していくかについて協議をしたことは今までなかったと記憶しております。

消防広域化の問題は、命を守る消防業務であるだけに、緊急搬送も含めた舟橋村の消防体制に今後どのような影響があるのか、住民の皆さんの関心も高い問題であると思っております。

東日本大震災と福島第一原発事故は、住民の暮らしを破壊し不安に陥れています。今回の巨大な複合災害は、私たちにふだんの危機管理のあり方を問い直しているのではないかと思います。

個人的には、今回の大震災を目の当たりにして、消防の広域化の重要性を強く感じたわけです。舟橋村が消防行政を単独でやるということは大変困難であろうとは思いますが、そのためには、広域化のスケールメリットを生かした中で、非常備消防の解消、そして無線のデジタル化を図ろうとしているのではなかろうかと感じております。

今後、舟橋村として消防の広域化に向け取り組むことについて、当局のさらなる情報公開と議会との情報の共有化が必要になってくるのではないかと思います。

今回の消防の広域化によって、設備、人員の配置に膨大な費用がかかるため、今までどおりに、救急は立山町にお願いして消防については近隣の応援に頼っていくという議論もあります。しかし、ここで考えなければならないのは、6、7年前の平成の大合併があったとき、舟橋村はどことも合併をしないで自主独立を選ぶということを決めたわけです。自主独立を維持するにはそれなりのリスクを伴うものであると考えます。村民の命、財産を守るべき消防を他に依存するだけでは、舟橋村としての自主性はないのではないかと考えます。消防広域化に参加することによって村民の安心・安全が今までよりも守られるのであれば、それを尊重していきたいと考えます。舟橋村としては、非常備消防の解消のために、広域化については、議会も行政との議論の中で取り組むことが必要であると考えております。今後、どのような基本姿勢で広域化に対応していくのか、村長の考えをお伺いします。

続きまして、2番目の質問として、自主防災組織について質問します。

東日本大震災を教訓として、村民の災害に対する意識が高まっております。第4次舟橋村総合計画の「安全に暮らせるまちづくり」の中に、防災体制の強化として「自主防災体制の支援」とあります。

舟橋村の自主防災組織は、形の上では組織率100%となっておりますが、その実態はどのようになっているのか。震災をきっかけに住民の防災意識が高まっているのを機会に、再構築を自治会に働きかけてはどうでしょうか。

自治会長も1年か2年で交代します。代がかわると、当初あった自主防災組織の設立の意義や目的も薄れ、忘れられていっているのではないかと思います。

一般的に自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体であります。どのような経緯で舟橋村の自主防災組織ができたかは知りませんが、災害に対して住民の意識が高まっている機会に自治会に働きかけて組織の再構築を図って、地域住民とともに災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていってはどうでしょうか。

自らの命は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守ることが、災害に備えて必要となってくるのではないかと考えるわけです。

ことし、舟橋村として小中学校の避難訓練が計画されているようですが、今後、災害を想定した防災訓練を実施される計画があるならば、各地区の自主防災組織にも働きかけて、多くの住民が目的意識を持った訓練が行われるように希望します。

3番目の質問として、防火・防災計画について質問します。

消防法では、多数の人が利用する防火対象物の管理権限者は、防火管理者を選任し、防火管理にかかわる消防計画の作成など、防火管理上必要な業務を行わなければならないとされております。

また、防火管理者の業務として、防火訓練の計画と計画を実施したことの統計では義務となっております。

提出された計画、報告について、行政として実行されているかの確認は必要となってきますが、場合によっては、避難訓練あるいは消火訓練の指導監督、あるいは査察を希望される場合もあるかと思ひます。村内の企業、保育所、小学校、中学校、ふなはし荘などから行政のほうに提出されている消防防災計画についてはどのようになっているかお聞きします。場合によっては、指導監督、査察がなされているかについてもお聞きします。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 川崎議員の質問、3点あったと思ひますけれども、私のほうから消防の広域化、そしてまた自主防災組織の件につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず消防の広域化でございます。

この消防の広域化につきましては、今から5年前になるわけでありますが、平成18年の6月に消防組織法が改正されまして、市町村の消防広域化に関する条項が追加になったわけであります。これを受けまして国は、基本指針を定め、広域化の期限といいますが、その枠組みは平成24年度までと期限限定をしたわけであります。

富山県では、広域管内人口を10万人以上の規模とするために、県東部、西部それぞれ3案の広域化の組み合わせ案を作成いたしまして公表したのであります。我が村が関係いたします東部地域の案には富山市も含まれておりましたけれども、その後、市町村合併によりまして人口42万都市となりました富山市は、単独でやるという意向を表明したのであります。そういったことから、8市町村の枠組みで広域化を目指すことになった次第であります。

平成20年には、その担当課長会議が年に5回開催されまして、平成21年には8市町村での広域化研究会が立ち上がり、平成22年には富山県東部消防広域化任意運営協議会が設立されるに至ったのであります。

その設立に当たっては、黒部市さんが枠組みについての議論がなされてこなかったという理由で不参加を表明されまして、7市町村でのスタートとなったのであります。その後、黒部市の不参加、そしてまた、その黒部市さんの不参加によって飛び地となります朝日さんが離脱された。また、その関係もありますけれども、黒部市に近い入善町さんも態度を保留されていたわけですけれども、先日、不参加ということになった。あるいはまた、立山町さんは8市町村の枠組みでの広域化はメリットがないという理由で離脱されたというのは、皆さんよくご承知のとおりであります。

そして、今年の4月から富山県東部消防広域化協議会が、これは2市1町1村の枠組みであります。発足いたしまして、本格的なこういった広域に対する議論が始まったことはご承知のとおりであります。

先ほど川崎議員がおっしゃったことをごさいますけれども、消防の広域化というのは、組織の拡大というか、要するに大きくなるということは、それだけの消防機材とかいろんな面で、それぞれが単独で購入するといいますか求めるといいますか、そういった大規模な財政負担がまいるわけでありまして、それを何とか広域でカバーできないか、応援をしながら、そういった初期消火、あるいはまたその他のことに対応できないかというのが目的であります。

そういったことから考えてみますと、私から申すまでもなく、小規模な消防本部では組織や財政面での課題を抱えているわけでありまして、その課題を克服するために、広域化は大変大きな手段である、有力な手段であると思っております。

そしてまた、広域化によりまして現場活動要員が補充されるということでもありますので、そういった初期消火に対しても、初動体制といいますか、強化される、あるいはまた職員の専門性が向上されていく、さらには、今、アナログからデジタル無線となります。こういったデータ化に伴うコストダウン、そういった導入のコストダウンにもなるということですから、財政的なメリットも私はあると思っております。

しかし、我が村で一番メリットがあるのは、消防の広域化を目指す最も大きな理由は、非常備ということが解消されるということでありまして。

これはなぜかといいますと、枠組みの中に消防署ができるということでありまして、消防本部の中に含まれていくわけですから、そういった中で非常備というものは解消される。そういうことが村民にとって、安全・安心という面から非常に精神的な、物理的にもメリットがあると、こういうふうに思っております。

そしてまた、協議会では、舟橋村へ救急隊を設置する舟橋分遣署の設置もお願いしておるわけでありまして、そういった面から考えて、私はこういった機会をとらえないと舟橋村の非常備というものは取れないし、従来のような枠組みといたしますか、隣の立山町に応援をお願いしておるわけですが、やはりこれからの少子高齢化時代に対して、舟橋村のかじ取りがこのときだろうと、私はそのように理解しているわけでありまして、今後ともそういったことで、議会のほうへも情報公開しながら進めてまいりたいと考えております。

そういったことで、今後は、広域化にかかわる諸問題について、構成市町と十分協議、調整を行って、平成25年の4月には正式的に消防の広域化がなるように努力してまいり所存でありますので、ひとつ皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思うわけでありませう。

次に自主防災組織のことでありますが、これは川崎議員もお調べになっておると思っておりますけれども、平成17年1月の自治会長会議におきまして自主防災組織の必要性等を説明させていただきました。その中で、現在の自治会は既に、近所隣3軒といたしますか両隣ということで協力体制ができておると。そうした中で、自主防災組織として機能し得る一つの組織体であるということで、村といたしましても、新たに枠組みを立ち上げるよりも、既存の自治会を自主防災組織に、そしてまた、その統括されておる自治会長さんを組織のリーダーとして、同年の11月に組織化ということで成立といたしますか認めたとということであります。

そして、自主防災組織が担う役割でありますけれども、今回、3月11日に発生いたしました東日本大震災をとらえていきますと、大規模な災害が発生した場合には、各種のライフラインが切断されて被害が出て、消防、警察、行政機関の活動が著しく制限されたのでありまして、これは皆さんご承知のとおりであります。そうしたことに対応するということは、自分たちの地域と自らの命を自分たちで守るんだと、こういったことは自主防災組織の一番大切なことでありまして、そういった初期の目的、目標ですね。初期の消火や情報の伝達、避難誘導や応急手当等の活動を行って、そして自助の住民を支える、そして共助の部分をお互いに担うということが自主防災組織の使命であります。

そういったことと、もう一つは、一方では、災害時だけでなく、平生から防災知識の啓発や地域の防災力の確認、訓練を行うことは当然必要となつてまいるのであります。

これらのことを踏まえまして現在の状況を見ますと、川崎議員が指摘されたように、

自主防災組織の活動の実態がない、そして組織の強化と活性化がそういったことから見ると必要でないかというご提案だったと思います。

しかしながら、私は現在の自治会長さんが1年交代であれ、やはり一つのルールといえますか、先導していくそのリーダーになる人は皆さんの合意で選ばれておるわけですから、当然、皆さんがそういったリーダーと一緒に、年が変わっても、リーダーが変わっても同じ自治会組織にあるというふうな認識に私は立っておるわけでありますので、今後、県の自主防災アドバイザー制度を利用した研修、あるいはまた複数の自主防災組織による組織運営、また村内の状況を見まして、そういった連絡協議会等を立ち上げたりいたしまして、今後ともそういった組織の強化なりあるいは活性化に、行政といたしまして、村といたしまして、指導と言うのは語弊がありますがけれども、支援してまいりたいと、こういうふうに考えております。

改めて申し上げますが、実際に自主防災組織とは、言葉のごとく、住民自らが運営し、訓練し、あるいはまた意識を向上させていくのが望ましいわけでありますので、そういったことも含めまして、私たちは一生懸命そのようなものを、自主防災組織のことを今後とも自治会長会議等でいろいろと意見交換しながら、いろんな課題に取り組んでまいり所存であるということをお知らせして、私の答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島貴行君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 私から、川崎議員の防火・防災計画の指導監督に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘ございましたとおり、村は消防行政の中で、救急業務を立山町さんへ委託している以外の業務は村単独で対応をまいっております。

総務課職員が各施設の防火管理者から提出されます消防計画書を処理しているわけですが、具体的には、自衛消防の組織に関する事、火災予防上の自主検査に関する事、消火、通報及び避難の訓練、その他防火管理上必要な訓練の実施に関する事等について書類審査を行っております。

訓練内容や方法につきまして相談を受け、回答できるところは即答いたしておりますが、判断のつかない、いろいろなことが発生した場合におきましては、近隣消防署の方に確認をした上で回答させていただいております。専門家が行うような多面的な考察ができない状況もあることは事実でございます。

消防法が規定しております防火管理者を置き定期的な訓練を必要とする施設、先ほど議員からもご指摘ございましたが、役場、小学校、中学校、保育所等がございます、法人施設では特別養護老人ホーム、ファインネクスさん等がございます。

昨年度、実際に避難訓練を実施された施設は5施設ございました。そのうち、役場職員が施設の要請を受けまして訓練会場を視察した施設は2カ所ございました。今年度は3カ所要望があるというふうに聞いております。

一昨年から協議を進めてまいりました消防の東部広域化につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたとおり、この4月に正式に協議会が発足いたしました。長年村が抱えてきております非常備消防の問題解決、特に予防査察部分を専門部署が担当することになりますので、広域消防組合がスタートすれば改善が図られるものと期待しているところでございます。

また、7月8日には、小中学校を対象とした避難訓練、防災訓練を現在計画してございます。訓練には、協議会に参加しておられます自治体等の協力を得まして、はしご車、救助工作車、ポンプ車が参加する予定となっております。訓練内容も、村単独では対応できないような、機動的でより実践的な内容になる予定でございます。さらには、富山県消防防災ヘリコプターも天候が許す限り参加することとなっております。

これまでこのような経験ができなかった高度な訓練を実際に体験する子どもたちには、改めて命を守るための行動がいかに大切であるか実感してもらえないかと期待しております。

多くの成果が生まれるような訓練となることを関係者一同準備しておりますことをお伝え申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） まず初めに、東日本大震災で被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げたい。一日も早く立ち直るようお祈りいたします。

それから、日ごろから村政の発展のためにご尽力されている村長はじめ村当局に対し敬意を表します。

私は、4月の統一地方選挙で初めて村議会議員に当選させていただきました森です。ありがとうございました。

今後、皆様方、先輩議員に何かとご迷惑をかけるかと思いますが、議員の皆様の温かく、そして広い心でご指導、ご鞭撻をよろしく願います。

また、質問について大変お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、これまたご容赦のほどよろしく申し上げます。

そして、村民の皆様方にも叱咤激励をいただきながら頑張ってもらいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

村民の皆さんの身近な問題を取り上げました。

第1点目の質問は、舟橋駅前コーナー部分に係る道路の路肩部分を駐停車禁止にするであります。

舟橋駅前コーナー部分に係る道路の境界は白線で区切ってあります。縁石等はありません。したがって、どちらかといいますと自動車の駐停車は自由であります。

お手元の別紙をごらんください。安心・安全な村づくりを推奨する村として、これはいかなものかというふうに疑問を呈しております。確かに、この路肩部分を駐停車禁止にすれば、図書館の利用者に少々不便を来すかもしれません。しかし、近くに図書館専用の駐車場が整備されております。

私は何日間か時間をずらして観察しておりましたが、1日のうち、車は入れかわりますけれども、約半日間ぐらいは車がとまっている。その車は短時間か長時間かわかりませんけれども、時には場所狭しと、2台、3台、4台ととまっておる場合がございます。

ドライバーの方々の運転マナーがとてもよしかったのか、今まで事故が起きたとは聞いておりません。これからもそうであってほしいというふうに思います。

駐停車禁止にすることは物理的には非常に簡単であります。しかし、全く路肩部分を駐停車禁止にすると、先ほども言いましたように、図書館利用者が低下すると言われる人もおるやに聞いております。せめて黄色い色の車線を引く等々して、ドライバーの方々への喚起を促してはいかがかというふうに思います。いつ事故が起きても不思議ではありません。

第2点目に、身障者も健常者もお互いによりよい生活ができること、またそういう世の中にならなければならないというふうに言われております。こういった状態でありながら、図書館専用の駐車場に身障者専用の駐車場が整備されていない。これまたいかなものかというふうに思います。せめて2台程度の整備をお願いしたいものであります。安心・安全な村づくりを推奨する村として当然であるとして願うものであります。

3点目、図書館利用者に限り、駅南第1駐車場の無料時間は現在2時間ですが、これ

を4時間に延長するであります。

先ほど村長の答弁にもありましたけれども、図書館の貸し出し冊数が全国一と言われております。皆さん方はこの数字、例えば5.9冊、20冊、42.16冊、これは平成20年度の統計の資料であります。少し古いですが、これは舟橋村と類似する人口の図書館の人口1人当たりの年間平均貸し出し冊数であります。今ほど言いましたように、5.9冊というのは人口8,000人以下の市町村の図書館の図書の平均貸し出し冊数です。20冊は人口7,600人、某町立図書館 たしか北海道だったと思いますが の平均貸し出し冊数であります。42.16冊というのは、ご存じのように舟橋村の図書館の住民1人当たりの貸し出し冊数、いかに驚異的な数字であるかがうかがえます。これほど利用者が多いわけであります。

過去にさかのぼってみますと、平成12年ごろにはピークで年間1人当たり65冊あるいは68冊でした。これからもさあどうぞお借りくださいということで、その精神に基づいて考えていくことが必要でなからうかというふうに思います。

ちょっと話は違いますが、一昨年、図書館の職員の方が「地域づくりに取り組む村の図書館」と題して投稿され読売特別賞に輝いておられます。私は大変結構なことだというふうに思います。

その中で幾つかの運営方針を挙げておられますが、例えばソファなどを置き、ゆったりと読書が楽しめるようにする。村民はもちろん、他の市町村の住民も同じように利用できる。そして、資料の利用を通じて交流を深める場を提供する。資料センターとしての機能を持つなどなど、本当によい方針であります。

そして、「これからの図書館は、来館が困難な人々のための配慮、例えば出張図書館あるいは出前図書館なども考え、村民が愛してやまない舟橋村というふるさと地域づくりのための交流拠点として生かされる図書館を願う」と結ばれております。

図書館のスタッフには、これからも仕事に邁進していただきたいというふうに考えるものであります。

さて、図書館の今後の方針として、今ほど述べましたように、滞在型の図書館、居心地のよい図書館を目指しておられることから、現在、談話室、ランチルーム等が整備中であり、内部的には人的、物的に整備されたわけではありますが、その一方で、今ほど言いましたように、駐車場は舟橋村駅南駐車場条例第4条第2項に基づき、1回使用時間が2時間以内であれば無料となっております。が、図書館を利用する者にすれば、

2時間という時間はあっという間であります。3時間、4時間は普通であると考えられます。

そこで、運営方針にありますように、滞在型を目指す図書館を考えれば、若干システムの変更に予算がかかりますが、4時間が半日無料とすれば利用者にとっても好都合であるというふうに考えます。4時間を超えて1回200円という状況にしてほしいと思います。

もともと、ご存じのように、駅南駐車場は舟橋駅の利用を広域的に乗降客の誘導をするために無料の施策であったものですが、有料になったころ、因果関係はないと思われまますけれども、あるいは風評被害かわかりませんが、平成16年ごろから貸し出し冊数が下がってきております。こういったものを防ぐためにも、それから図書館がますます利用されるよう、今申し上げた環境の整備をお願いしたい。

最後に、先ほど明和議員の質問の答弁にもありましたように、駅前広場とでも申しましょうか、歩道があったりなかったり、横断歩道も途中で切れていたりであります。各関係機関と協議され、抜本的に解決し、整合性のとれた交差点となるよう整備をお願いいたします。

以上について、今後の対処方法、方針について村当局の考えをお聞きします。

議長（竹島貴行君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の図書館前道路の大部分につきましては、道路交通法第44条が規定しております駐停車禁止区域である横断歩道の前後5メートル以内、道路の曲がり角から5メートル以内となっております。しかしながら、車の乗りおりには大変便利なことから、朝夕の通勤通学の時間帯には家族送迎用の車が頻繁に利用されておりますし、また図書館利用者の一部にも、駐車場にとめず路上駐車をされる方もいらっしゃいます。

図書館職員も安全な駅南駐車場へ移動するよう再三呼びかけもいたしておりますが、「ちょっとの間だにか」となかなか協力を得られないケースもたびたびございまして、その実態を見かねました地元議員から対策を求めらるご質問等がございまして、交通整理員を配置いたしまして、駐停車禁止区域のPRと駅南駐車場への誘導を行い、かつ上市警察署にはパトロール強化のお願いもしまして対応してまいりましたが、イタチごっこ状態を抜け出せず、抜本的解決には至っていない現実がございまして。

今後は、議員からご提案いただきました黄色線のゼブラゾーンを設ける対策等も含め

まして上市警察署と協議いたしまして、村の顔とも言える駅周辺の安全対策を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、身体障害者の方々への対応といたしましては、現在、駅公衆トイレには身障者用のトイレを設置しております。図書館周辺の3つの駐車場には、まだ身障者用スペースを設けてございません。ご指摘がございましたことにつきまして、設置場所等検討いたしまして、早急に対応したいというふうに考えております。

次に、図書館利用者に対する駅南駐車場の無料駐車時間の延長につきましてのご質問でございます。

駅南駐車場につきましては、平成18年9月から有料化をしましてまいっております。有料化実施に当たりましては、当時、議員各位から、図書館利用者への優遇措置を含め、さまざまなご提案をいただきました。

パーク・アンド・ライド方式としての機能確保や、受益者負担のあり方等、料金決定に関しても種々検討を加えました結果、図書館利用者、また買い物等で利用される方等も含めまして、すべてご利用される方々に2時間無料というのが妥当だろうという結論になりまして現在に至っております。

開館以来、住民1人当たりの図書貸し出し冊数が日本一という記録をずっと続けてまいっている図書館でございます。情報発信機能は村の施設では飛び抜けているんじゃないかなというふうにも思っております。

これからも、図書館をご利用される皆様へのさらなるサービスを改善するために、来館者の方々のご意見もいただいた上で、ご提案の時間延長も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 2番 塩原 勝君。

2番（塩原 勝君） まずは、東日本大震災の被災地の皆さんに心からお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興を祈念するところであります。

さて、つい最近までは一般質問を何度か受けてきました。今立場が変わって初めて一般質問するわけではありますが、いずれにしましても、村民の皆様のために、微力ながら尽力したいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

舟橋村誌は昭和3年12月10日に初版が発行になっておりますが、大変苦勞された

という話も、当時というよりも、遅くなって聞いたことがあります。そして、第2版は昭和38年10月1日に発行になっております。計算してみますと、もう2年ほどで第2版が出てから50年、半世紀になろうとしております。

たしか私が教育委員会に入る直前まで、元議員の野崎議員が中心になっていろいろ準備に入っておられたというふうに聞いたことがあります。本当に初めの段階で少し活動があって、その後とまっていたようにも思われます。

何しろ、村誌といいましていろいろな内容があります。私たちはいろんなことを思い、考え、そして記憶するんですが、それらはいつしか忘れ去られていくし、人もどれだけかで順番にかわっていきます。そういったときに、いろんな形で記録されていくことが必要であり、そしてまた、それがまとめてあって、いろんな項目から簡単にいろんなことが学べるといいますか調べることができるようになっていると、大変都合がいいというふうに考えております。

現在、パソコンやその他いろいろな記憶装置が充実してきておりまして、いろんなことでそういったことはカバーされてはおりますが、やはり1冊にまとめる必要があるだろうというふうに考えるところであります。

たしか非公式の場で、村長さんが村誌のことを十分考えておられることが伝わってきましたが、なぜか久しく公的の場では編さんについて話が出ていないように思うわけがあります。

そういったことで、やはり歴史あるいは住民、人物、村政、産業、教育、防災、その他あらゆる分野について専門家をチームに組み入れて、まず準備に入り、そして人選とか内容とか、また経済的にはどのくらいの負担になるのか、その他いろんなことを話し合い、そしてその委員会をつくって何年か後には発行できればいいなというふうに自分も考えるところであります。

そういったことで、村長さんはこのことについてどういうふうに考えておられるか質問いたしました。よろしく申し上げます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 塩原議員の村誌編さんにつきましての質問にお答えを申し上げます。

村誌の発刊につきましては塩原議員が述べられたとおりでありまして、昭和3年12月に第1編、昭和38年12月に第2編が発刊されたわけでありましてけれども、その後、

半世紀が過ぎようとしております。

この間に、昭和60年代には第3編の発刊に向けての準備にかかったということでありました。当時、野崎議員、亡くなられた方でございますけれども、依頼して準備を進めてきたわけではありますが、一年半余りで諸般の事情により断念した経緯があるのであります。そしてその後、また20年余りが経過しております。

村誌の編さんに向けた村民からのいろんな要望とございますか要請もあります。そしてまた、ことし1月の自治会長会議のときにも、ある自治会から、ぜひ編さんしていただきたいという要請がありました。

その中で私が感じることは、やはり新たに舟橋村へ来られた方、すなわち人口が3,000人になったということでございますけれども、これも平成に入ってから人口が増加してまいりました。15年かかって1,450人の人口が2,900人になったということで倍増したわけではありますが、そういった短いスパンに新たに舟橋村に住まいされた方がおいでになるわけです。

そうなりますと、そういった方々がここに住居を求め住んでおられるわけですから、やっぱり舟橋村というのはどんな歴史を持ったところなのかと関心があり、あるいはまた、そういった方々がこれからの舟橋村の、何と申しますか責任を持っていただける年代までおられるわけですから、コミュニティーの醸成と申しますか、人の人脈と申しますか、そういったことを十分知っていただいて、舟橋村が今進めようとしている、あるいはまた進めておりますけれども、協働型のまちづくりというのが非常にマッチしておるんじゃないかと、こういうふうにも思っているわけでありまして。

一方では、そういった舟橋村の歴史を知っておいでになった高齢者の方が年々亡くなっているといった現実もあるわけでありまして、私にすれば、こういった思いから、一日も早く、そういった方々が元気においでになる間に、編さんのきっかけと同時にそれを進めるということが大切でなかろうかと、こういうふうにも思っているわけでありまして。

議員がおっしゃったように、やはり専門家というか、せっかくつくるんだったら、教材にも、あるいはまたその他の面で利用できるような、しっかりとした村誌の編さんも必要でないかと、こういうふうなことも思っております。

そういったもろもろのことを検討していただくような機関を立ち上げて、ひとつ我々当局のほうへ提案していただくと、そしてスタートさせていただきたいと、こういうふう

うに思っておるわけであります。

いずれにいたしましても、費用というものはかかるわけでありまして、期間もかかると思います。そういったことを含めまして十分検討してまいりますので、どうか塩原議員を含めて、議員の皆さんもご理解をいただきますようお願い申し上げまして、私からの答弁にさせていただきたいと思っております。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。

私も明和議員ともども2期目に入りました。1期目のときは前竹島議長には大変お世話になり、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

また、きょうは傍聴で一般質問を聞きに来るということで、私なりに上がっておりますが、きょうは一番できが悪いんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

まず初めに、東日本大震災により被災されました皆様や被災者に関する皆様に心からお見舞いを申し上げます。いまだに不明の方々の早期救出を願い、皆様の安全と一刻も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。

防災対策と消防の広域化についてでございますが、先ほどの川崎議員と重なる点があるかと思っておりますので、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、防災対策についてでございます。

県では、去る3月11日の東日本大震災の教訓をもとに、各地で地震と津波を想定した避難訓練が行われています。舟橋村も昨年度に行いましたが、防災訓練は明らかに手薄で人々の意識も希薄でありました。行政は村民を守り、村民のために尽くさなければなりません。防災の中で福祉を考え、防災福祉の考え方とともに住民の心構えを高めなければなりません。

今年度は、7月8日に小学生を対象に避難訓練をすると、先ほど副村長から答弁がございました。村はどのような計画を立て村民を守っていくのか。

私は、去る3月29日、宮城県仙台市若林区に慰問と視察を兼ね現地に入りました。マグニチュード9の地震、30メートルぐらいの高波、津波、その光景たるや、皆様方もメディアでご承知のとおりと思っておりますが、現地に赴き、その現状たるや、想像を絶す

るものでした。

大分前ですけれども、カミールでの後援会のあいさつで、泣かないでということを行いましたけれども、例えば30メートルの津波の押し返しがあるということで、これだけの大きな木をなぎ倒し、その木がどれ一つない。だーっと、民家のところをどんどんどんどん押し流していくんです。そして見渡す限りは、田んぼだったのだと思いますけれども、車が田んぼに全部浮いている。また一面瓦れきの山。その下はみんなヘドロ。その中で、道路だけは戦車か何かであけたんでしょうね。道路が確保されていて、自衛隊員、戦車、そしてまた消防署、警察官が、瓦れきの大きな山のところを一生懸命捜索しておる光景がありました。

そしてまた、仙台市の飛行場へ行かんまいかと言ってちょっと行ってきたんですけれども、あの飛行場、皆さん方想像してください。富山県の飛行場の約3倍ぐらいあると思いますけれども、富山県の飛行場へ行きますと、まずレンタカーがありますね。それと搭乗者の車が何百台がありますね。そういった光景を想像してください。その車が一つもないんです。何十メートルの高波が来たんでしょうね。

それで、滑走路へ入ろうと思ったら、ガードマンがちょっと待ってくれと言って、ここから見てくれというので、その入り口から見ていたんですけれども、タラップがもうへし曲げられてしまって、そこでアメリカ兵が一生懸命作業をして、ここから奥へ入ってはいけないと。滑走路の整備をしておりました。それで、仮設トイレがだーっとあるんですけれども、日本人使用だめと書いてあります。アメリカ兵が使うんでしょうね。ということが現状にあります。

それを踏まえて、舟橋村も瓦れきにならぬように、どのような防災計画を立て村民を守っていくのか、副村長に伺います。

また、防災備品の中に放射能測定器も購入されてはどうか、重ねてお伺いします。

第2点目は、消防広域化についてでございます。

3月の一般質問で、富山県ですけれども、舟橋村だけが質問がなかったとマスコミに書いてありました。やはり村民の方が一番関心を持たれることと思い、今回は川崎議員と一緒に質問した次第でございます。

2016年5月末の消防救急無線のデジタル化で、総務省は補助金や負担軽減など、2012年までに枠組みを決めるよう指示がありました。しかし、市町村の構成上、各

市町村の意思決定が大切と思われます。

消防広域化については、皆様方ご承知のように、県が2008年3月に県消防広域化推進計画をまとめ、県東部については富山市を含む3案を示したが、村長も言われましてけれども、現在、朝日、黒部、入善、立山が枠組みから外れております。残りの舟橋、上市、滑川、魚津で東部消防広域化協議会の設立に至っております。

長年続いてきた舟橋と立山町との消防行政。立山町は、町民と議会の強い要望がありここからいいところですよ 町民と議会の強い要望があり、特に広域医療では、やはり安心して入れる富山県立中央病院に行くことで同意しております。立山町は単独の道を選び、富山市とデジタル無線、火災、医療、その他消防行政について協定書を結び計画を立てています。

さて、舟橋村の現状は、先ほど川崎議員が言いましたように非常備消防です。消防団1団、配置車両4台がございます。その内容は、消防ポンプ車1台、指令車1台、積載車1台、小型ポンプ積載車1台、常備消防なしというのが現状でございます。

舟橋村消防車両使用無線周波（県内共通、富山ブロック波）119番は、NTT回線等の設定上、立山町消防本部につながり、火災発生時は常備消防（立山町消防署、上市町消防署等）からの受援体制となります。救急事案発生時には、昭和48年4月より立山町と事務委託契約し、救急車は立山町消防署からの出動となっております。

消防広域化になる計画では、舟橋村に救急車1台が常備、消防ポンプ車がありますが、先ほど村長が述べられました。その業務にかかる費用は、救急隊1隊を維持するために8,885万7,000円要ります。救急隊1隊当たりの全国平均人口、救急車1台に対する全国平均人口が2万6,000人です。舟橋村の広域化の計画では10人体制であります。消防ポンプ車1台の基準の人員数は、5人乗らなければ消防のポンプ車が動かないということです。それと、救急車の乗員は3人でございます。

これらの人数を想定すると、週40時間勤務体制、休暇を当てはめると、最低15人ぐらい要るんじゃないかと思われます。これは消防救第113号、平成23年4月6日、消防庁救急企画室から出されているものでございます。

先ほど言いましたように、1隊の維持に8,885万7,000円かかります。そして救急車1台に約3,000万円かかります。この村の負担は1億ほどかかると思います。

救急隊1隊当たりの全国平均人口2万6,000人、村の人口3,000人、10分

の1では、村長は財政負担を考えてと言われましたけれども、県の補助金もあるとはいえ、村民1人当たりの負担が大変な額になると思います。その額はまだ示されておられません、そうだと私も思っております。

川崎議員は、大規模災害から住民を守ると説いていますが、私は日常の広域医療を説いています。昨年度、立山町に支払った年間救急業務は、契約してあるかと思えますけれども、多分790万円、出勤回数が78回となっております。

その出勤回数の内容をちょっと読み上げますと、これは昭和48年4月1日に緊急業務に関する委託締結を立山としております。それで、22年度、昨年度の搬送人員、これは78人でございます。そのうち急病が58人、性別、男30、女28、死亡が2人、重症が2人、中等が19、軽傷が35となっております。そのうち交通事故が7件で、男の方が4名、女の方が3名となっております。そのうち重症の方が1人ございました。一般負傷は11人あります。性別は、男の方は6人、女の方は5人でございます。そのうち重症が2人となっております。その他は2人で、合計78人が搬送されております。

月別ではどうかといいますと、1月が9、2月が7、3月が2、4月が2、5月が6、6月が4、7月が12、8月が9、9月が4、10月が7、11月が9、12月が7で、合計78人ということになっております。

それでは、居住地別搬送人員を言いますと、舟橋村内の方が搬送された人数は62人でございます。立山町内の方が2人、富山県内の方は14人ございます。富山県外の方はゼロということで、立山町と富山市の方が何らかの形で舟橋におられたんじゃないかと思っております。

過去10年間の救急状況を見ますと、平成22年、昨年度は78件と言いましたけれども、平成13年から10年間の統計がございます。平成13年は44でございます、22年は78、これは人口の増加等によるのではないかと思っておりましたが、違いました。平成15年に50人、平成21年は48件なんですよ。この統計を見ますと、私を含め少子高齢化が近づいてきたんじゃないかと思っております。

それと、火災出勤は19年2月27日に1回ございます。

村長、舟橋村ももう一度原点に戻り、将来にわたることなので、医療、広域化についてもですが、慎重に議論をしなければなりません。

そこで、村長に、時間もあまりありませんが、村費を少なくし、いかに村民の命を守るか伺います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 私から、山崎議員の防災対策に関するご質問にお答えしたいと思っております。

昨年9月、富山県と合同で実施いたしました防災訓練につきましては、訓練成果と課題については会議録に載っておりますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

今回の大震災を契機に住民の安心・安全に対する関心は非常に高まり、特に津波に対しましては、「富山湾で発生した場合、海拔12メートルしかない役場の高さでは津波が押し寄せるのではないかと。白岩川があふれてくるのではないかととても心配だ」というお話を数名の方からお聞きをいたしまして、安全・危機管理、特に命を守るための行動、命を自分自身で守るための行動をどのようにすればいいのかというPRが最も必要でないかというふうに考えております。

非常時には、たとえ親子であっても、自分の命は自分でしか守れないのだから、真っ先に安全なところへ逃げなさいという意味の三陸地方の言い伝え「津波てんでんこ」が震災後たびたび報道をされました。災害はいつどこで発生するか正確に予測することは不可能でございます。日中の明るい時間帯ばかりではございません。緊急時にどのように行動し、いかにして自らの命を守るのか。避難場所や避難時の非常時の持ち出し品の準備、連絡方法の確認等、日ごろから家族の間で、そして地域リーダーや地域、ご近所の方々との情報交換が最も大切であるというようなことをお伝えしてまいっております。

これまで村は、万が一の事態に備えまして、洪水時の浸水区域と水深を示す洪水ハザードマップ、緊急時の避難場所を明示いたしました地域安全マップ、地震時の行動を示した地震防災マップをそれぞれ全世帯へ配布しております。また、火災時の消火水利を示した消防水利位置図を各自治会へ配布してまいりました。

7月からは、舟橋村緊急情報告知システムの運用開始に合わせまして、全国瞬時警報システム、「J - ALERT」と言っておりますが、これも稼働いたします。緊急情報も瞬時に住民の皆様にお知らせする体制が整うと思っております。

また、平成17年に富山県災害時要援護者支援ガイドラインが作成されております。村もこのガイドラインに沿いまして、災害時要援護者台帳を整備いたしまして、この情報も各自治会長さんへお伝えし、行政と自治会との情報の共有化を進めてまいっております。

ます。さらには、村と社会福祉法人ふなはし荘との福祉避難所の協定締結も早急に進めるべき対策と認識しております。

福祉避難所は災害救助法に定められている制度でございます。災害発生時に避難所等での生活が困難な高齢者の方々、あるいは障害をお持ちの方、妊産婦等を受け入れるために開設される２次的避難所のことでございます。

今回の大震災でも、自治体と事前協定を結んでいる施設であるか否かで料金負担を含めサービスに差が出たという報道もされております。現在、事務レベルで協議を進めておりますことをご報告させていただきたいと思っております。

去る９日、石井県知事が県内で最も大きな被害が予想されます呉羽山断層帯による地震につきまして、県内の建物構造の状況や国の地震研究に関する最新の知見等を踏まえた地震被害想定調査結果を公表されました。同日開催されました県防災会議では、「地域防災計画の見直し作業に着手した。国の動向を見極めながら、遅くとも来年夏までには取りまとめを目指す」と方針が示されております。

村も国、県の取り組み状況を注視いたしまして、見直し後の防災計画が公表されれば速やかに村の防災計画も見直し、そして、先ほど議員からご提案ございました放射能の測定器等の備えつけにつきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

住民生活の根幹は、安全な地域で安心して日常生活を営むことができることであると思っております。舟橋村の特徴と言えます行政と地域が顔の見える関係の中で、互いに情報を共有し合いながら、一体感のあるコミュニティづくりを行ってきていることだと思っております。

今後とも、このきずなを強めるために、より一層の協調体制が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員の広域消防の件につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

まずもって、広域消防の件につきましては、さきに川崎議員からも質問がありましてそれにお答えしておるわけでありますので、今までの経緯等につきましては割愛させていただきます。

さて、議員からご指摘ありました救急医療体制の件であります。質問書に出ており

ますけれども、その件につきましては後ほど申し述べるとして、まず理解していただきたいのは、医療圏域というのはどのようにしてなっているのかということもご理解いただきたいと思います。

これにつきましては、初期救急、二次救急及び三次救急指定病院を、国の救急病院等を定める省令、これは昭和39年厚生省令で出ておるわけでありまして、これに基づいて県知事が認定を行って、平成20年3月には改定されておりますけれども、それによりまして、新富山医療計画によりまして新たに指定されているわけでありまして、

富山の医療圏では、県立中央病院、かみいち総合病院等が指定されているわけでありまして、今申し上げた病院以外にもございますけれども、一応富山県立中央病院とかみいち総合病院等が指定されているということをご理解いただきたいと思います。

そこで、ご心配をされるのは、救急搬送先というのはどうなるのかと。これについて、我が村の村民が、広域になったら中央病院へ行けないんじゃないかと、こういうことをおっしゃっているんじゃないかならうかと私は思っておるわけでありまして、こういうことは全然かわりはありません。これは現場の救急隊が搬送先を決めるわけでありまして、その病気の状態等によりまして、あるいはまた、かかりつけの医療機関がどこなのかなどいろいろと経験されていると思います。私も救急車に乗ったことがありますけれども、そういったことでありますので、従来の搬送先は変わらない、体制は変わらないということをご理解いただきたいと思うわけでありまして、

そこで、先ほどおっしゃったように、立山町の町民が広域医療圏では行けないから中央病院へ行けるといふことでの話、ちょっと違っておるんじゃないかならうか、こういうふうな思われるわけでありまして、

そしてまた、この救急業務というのは、市町村レベルまで来たのは昭和40年代だと思っております。それ以前は東京都内で民間がやっておったわけです。しかしながら、これが地方へ来たのがそのような状況だと思っております。そして、我が村が立山町さんをお願いしたのが昭和48年からということでありまして、そのときの状況というのは、救急車を利用する件数も少なかったと思っております。

そこで、もう一つ言うわけですが、119番はどこでも傍受できるわけでありまして、ただし、今デジタル化になればまた違ふと思うんですが、舟橋から発信されたものを傍受できるのは今現在は立山町です。

もう一つは、私のところで言ったら、要するに、舟橋のエリアといひましようか、こ

ここで、村民であろうが、村外であろうが、以内で交通事故があったら、119番をかけたら立山町の消防署に入る、そのようなシステムになっておるといこともまたご理解いただきたいわけでありませう。

ですから、村民のみならず、交通事故によって、そういった事故に遭われた方々が119番をかけると立山の消防署が来るということはお理解いただきたいと思われわけでありませう。

ですから、広域化になったらどうなるのかということはお、これはまた119番をかけても傍受するところは違われと思われませう。しかしながら、広域化になりますと、本部というのできるわけですから、本部には細かく、どこどこで交通事故が発生して119番だと。そして、どここの近くに救急車があるということも表示されますので、そこに指令が行くということでありませうして、先ほど私は分遣署ができるということをお言われませうりましたけれども、これは上市町の出張所といいませうか、エリア的に関連してくると思われませう。今私が聞いているのはそういうこと。これから詰めていくわけでありませうけれども、そういう状況でありませう。

それから、今統計的な数字で2万9,000人というように話が出てきましたけれども、私ところにすれば、上市さんと一緒になれば大体2万5,000を超えませうので、将来的には私はそうだと思われませう。特に上市さんは山手といいませうか、そういう僻地も抱えてありませうし。

何はともあれ、今、数字的に、利用されておる動向を見ませうと、高齢者の方と、もう1つは子ども、年少者です。そういう方々がよく救急車を利用されておるといことななです。というのは、まさしくこれからの時代は、申すまでもなく超高齢化、そしてもう1つは少子化ななです。そうなりますと、そのところに視点を置いた救急業務というものがどうあるべきなのか、そのような観点になるわけです。

それで、今費用の問題をお言われませうりましたが、これは私がこの場で申し上げるのは非常に酷ななですけれども、ただ申し上げておきませうと、それ相応の舟橋村の交付税の中に織り込まれてまいってありませうので、今心配される1億までいかなくて、それに近い金額が交付税に算入されておるわけでありませうので、ただ、今お言われる、私のところがそれですぐ、例えば救急業務にかかわる費用が舟橋負担だと、そういう進め方ではないのでありませうして、お互いにグループで、広域の中で、そういう基準財政需要額なりいろいろな諸経費を入れながら、お互いに財政負担をしていくというシステムになってい

くと思います。

それは、富山地区広域圏あるいはまたその他のいろんな負担関係を見ますと、そういうルールがございますので、一挙に舟橋村だけに投資をするからこれだけの金額だという話には進まないと思っておるわけでありますので、そういう点、これからの話ですから、皆さん方のほうへ十分、議会のほうへそういった情報を公開しながら煮詰めてまいりたいと思うわけでありますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、今、私は別に立山町さんと仲たがいするとかそういう意味でありませんので、要はこれからの消防行政はどうなのかということを申し上げておるわけでありまして、そうでなかったら、国がなぜ広域化せいと言っているのか、ひとつまず検討に値すると、私はそう思っておるわけであります。

では消防行政はどうなるのかといいますと、これは火災のことでございますけれども、発生したとき、富山県と協定書を結んでおるわけでございますけれども、昭和44年に富山県市町村消防相互応援協定というのがそれぞれ締結されておりまして、先ほど言ったように、広域化になって、本部のところへ119番をかけますと、どこどこで火災が発生したという通報が行くわけですから、その近くの消防車が来る。それからまた、人的なもの、あるいは救急車も来ると。

私、実を言いますと、先般、砺波の市長さんとお会いしたときに、「いや、広域って、こんなにいいものとはわからなかった。消防車が火災現場へあっという間に集まった」というんです。救急車もそうだと。だから、そのように、どここの消防車がどのように配置されておるか、それが出れるか出れないか即判断できると。こういうのが広域消防のメリットだと言っておるんですね。

今、私はなぜそれを言っておるかといいますと、そのように広域化のメリットを目の当たりにする。そういったことを一体にできるというのは、現に進めているところからの話なんですね。ですから、富山県内の、特に舟橋村は非常に立地条件がいいわけですから、例えばすぐ近くに水橋の三郷消防などいろいろあります。そういった応援協定で来るわけですから、そのような市町村の垣根を越えてというのが広域消防のメリットでありますので、そういったこともご理解いただきたいと思うわけであります。

私はこういうことを思っていると言いたいことはたくさんあるわけですがけれども、目的は山崎議員に伝わったと思うので、あとはまた再質問等があればお答えしたいと思いますし、最初、初歩的な段階で、間違った広域化によって、村民の医療なり、いろんな

ものに不都合を来すということをいろんなところで話しされていきますと、大変なことに私はなると思いますので、そういった共通理解というものを、この場において皆さん方に理解していただきたいということをお願い申し上げて、私の答弁にかえさせていただきたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は 8 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番 前原英石君。

8 番（前原英石君） 初めに、3 月 11 日に発生しました東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈りいたしております。

本定例議会でも金森村長の提案理由説明で、「一日も早い復旧・復興に向け、微力ではありますが、本村もできる限り被災者、被災地へ支援してまいりたい」と述べておられました。私も舟橋村民として、また舟橋村議会の一員として村長と同感でございます。今後も引き続き支援に協力してまいりたいと思っております。

これから質問に入るわけですが、先ほど質問に立たれました塩原議員と質問が類似している点がございしますが、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本定例議会でご報告しておりますのは、情報・記録管理の現状と課題、そしてデータ化について村長に質問をいたします。

総合計画基本構想では、今後取り組むべき課題として、村民が村のことを知っているむらづくり、村の歴史・埋蔵文化財などの周知などを今後の課題として挙げられております。村民にこの村のことを知ってもらうためには、舟橋村の過去の歴史から学ぶ資料や、これからの作成課題となるであろう村誌の作成も今後取り組むべき重要課題ではないかと考えます。

村誌については、先ほど塩原議員も述べておられましたが、昭和3年12月に、そして昭和38年10月に第2編が発行され、それを最後にこれまで48年間、第3編が発行されておられません。その間、空白となっている期間に蓄積されているこの村にとっての歴史的な出来事や情報などの資料、そしてまた災害時の記録、それにこれまでに何カ所も本調査が行われてきた埋蔵文化財等の調査記録や情報(写真、ネガ、画像、映像、資料、図面、災害時の記録写真)などは現在どのように保管をされているのでしょうか。

近年、デジタル化の技術は進歩し、この舟橋村でも多くの情報がデータとして保存されるよう変化してきていると思いますが、データ化される以前の記録や情報についてはどのように保管管理されているのでしょうか。

昭和3年に発行された村誌の一番新しいデータには、大正15年、世帯数は221件、人口は1,161人、そして35年後の昭和38年に発行されました第2編での新しいデータでは、昭和36年、世帯数246件、人口1,356人となっております。それが今日では、この舟橋村の世帯数は、人口が急激に増加し、世帯数967世帯、人口は3,029人と飛躍的に増加をしてきています。その間、約半世紀の間に、新たに舟橋村民となられた方々は半数以上になるのではないかと思います。その人たちはどのような手だてでこの舟橋村の歴史を知ればよいのでしょうか。

そのような村民の皆さんや子どもたちに、舟橋村の過去の歴史や記録を貴重な財産として伝えていく必要があるのではないのでしょうか。そのためには、それなりの予算が必要となると思いますが、現在、辛うじて役場や図書館に残されている貴重な村の財産である情報や資料を、早い段階で整理、分類しデータ化しておくことが必要であると考えます。

そうすることによって、今後課題となるであろう村誌の作成時の効率化も図れると思いますし、また村民から情報の閲覧を求められたり、各種団体や協会から記念誌やパンフレット作成等の資料を求められたりしても、過去の情報や資料を何日もかけて探すのではなく、どの課でもボタン一つで瞬時に検索できるスムーズな対応ができるようになると思います。

1、2編の村誌を見てみますと、1編では編集から発行まで約3年、2編では約2年の歳月をかけて作成されています。2編が発行されてから、あと2年で一つの節目の50年が経過します。そのような現実も踏まえて、整理の意味も含め、早急なデータ化が望まれると考えます。

冒頭にも述べましたが、東日本大震災においても、マグニチュード9の巨大地震、そして大津波、火災によって、さまざまな情報や再生不可能な記録など、貴重な財産までが流れたり破壊されたりした町もあったと聞いております。

私たちが住んでいるこの舟橋村においても、今度のような災害に見舞われないとはい切れない今日、舟橋村の歴史や財産、今後、舟橋村の財産となるべく貴重な資料など、適切に管理、保管していくことが必要だと考えます。

情報管理や記録・保管システム構築について村長はどのような考えをお持ちなのか、村長の考えをお聞きします。

以上で質問を終わります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） それでは、前原議員の情報・記録管理の現状と課題、そしてデータ化につきましてお答えを申し上げたいと思います。

現在の資料の保管管理の状況でありますけれども、我が村は埋蔵文化財の包蔵地となっておりますので、かなり村の公共施設といえますが、いろんなものを建てたり、あるいはまた民間のデベロッパーが開発したところの本調査なりをやっておりまして、その結果、報告書等ができておるわけであります。これは貴重なものでありますので、こういった報告書等につきましては、役場の資料室並びに図書館で収蔵していただいております。それからまた、村が作成した計画書、いろんな当務につきましても3階のほうへやっておるわけであります。

一方、ご案内のとおり、図書館は電算化が進んでおりまして、蔵書の検索システムで資料の一部を映像で見るのが可能になっておるわけでありまして、こういった状況でありますけれども、依然として庁内はそうようになっていないというのが現状であります。

議員のご指摘にもあったように、整理分類によるデータ化は大変必要だと私も考えております。これは以前から、そういったことをやっているコンサルがございまして、いろいろとご提案もいただいた時期があったわけでありますけれども、そのときはOA機器化すれば事が足りるやに思っておったわけではありますが、今、村誌の編さん、いろんな過去をたどっていきますと、そういったデータがない。これは非常に残念なことであります。特に今のシステムといえますが、新しいのができますとCD化になりまして、いろんなものが画面とともに、映像まで残っておるといようなことになっております

ので、そういったことについて十分検討してまいりたいと思っておるわけであります。

上市町のことを聞いてみますと、新聞記事、俗に県内のニュース、あるいはまた国のニュースもあると思いますが、主に私は上市町のニュースだろうと思うんですが、そういう記事についてはデータベース化されておると。それが町誌編さんに大変役だったというようなことも聞いております。

この際、今私は、村誌の編さんということ、先ほど塩原議員の質問にも答えましたが、そういった視点からこのデータ化というものに対して取り組んでまいりたいと思っております。

村誌のことについていろいろと前原議員はおっしゃったわけでありますけれども、いずれにいたしましても、私もそのように共通理解をしておるわけでありますので、長々とそれについて申し上げるまでもないと思っております。前向きに取り組んでまいります。

どうかそういったデータベース化等につきましても、議会によく報告なり、あるいはまたこのように進めたいということ、皆さん方と協議をしながら、今後の後にこういふことをしたほうがよかった、しなかったほうがよかったというような悔やみのないようにしていくべきだろうと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういった場合にはかなりの経費もかかると思います。そういった点、十分検討すると。そして、議員の皆さんと協議をしてやっていくんだということ、この場をかりましてお答えいたしまして、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 3番 野村信夫君。

3番（野村信夫君） まず初めに、東日本大震災で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また早期復興を願っています。

それでは、安全対策の充実ということで一般質問をさせていただきます。

安全対策の一つとして歩道整備の充実ができないものかと思い、再度質問します。

歩道のない道路が村内に複数あります。その中でも稲荷学校線の整備が必要ではないかと思っております。この道路の歩道については、今までも何人もの方が質問し、質疑している問題です。ですから、多くは語らなくても歩道の必要性はわかってもらえるものと思っております。

特に下校時に必要性を感じます。生徒は歩道を通っています。でも、この道路に関しては、幅員が歩道なんですよね。車道と歩道の区別がないから。特に下校時は危険が伴うなと思って見えています。

また、ことしの総合計画の中に、自然と共生した快適なまちづくりの一つに歩道の整備の推進ということが掲げられています。ですから、この機会に、子どもたちが安心して登下校できるように歩道の整備をぜひお願いしたいと思っています。

それともう1点は、ウォーキングロードの危険解消ということになりますが、テニスコートの南側から公園のところまで幅員が狭く、京坪川寄りには対策がされていますが、反対側は田んぼで落差があり危険ではないかと思います。実際に落ちそうになった人がおられると聞いています。

ウォーキングロードは河川敷になり、立山土木との話し合いも必要になるかと思いますが、この場所も何か対策を行ってほしいと思い質問します。

以上です。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 野村議員のご質問にお答えいたします。

道路の交通安全対策といいますが安全対策につきまして、村道の検討、ウォーキングロードの検討の2点あったと思います。

まず村道に対する歩道の件は、昨年12月定例議会で野村議員が質問された引き継ぎであると。路線名を申し上げますと、村道稲荷学校線のことであると思っています。

私は12月のときにも申し上げたと思うわけですが、検討することを約束させていただいたと思っています。それは、既存の道路にこの分を継ぎ足すということではなくて、従来から申し上げたと思いますけれども、旧称といいますが昔の呼び名で申し上げますと、稲荷道というのが、いまだにというか村の地面として残っておりまして。現在は農道として活用されておりまして、私はそういうふうにいるわけでありまして。

そこで、私はその旧称、昔の名前で呼びますと稲荷道を何とか活用できないかと。せっかく村有地であるものですから、それを工夫するといいますが、村道として使用可能にすれば、ある区間になるわけですがけれども、車道と全然関係のない道路になってしまうと。通路になる。それが安全策の一つの方法でなかろうかということでありまして。そういう観点から今調査を進めておるわけでありまして。

ちなみに、その区間を申し上げますと、森田稔さん宅の裏側から稲荷の多鍋政信さん

が所有されておる車庫の東側の用地を一部買収させていただきまして、そして村道の稲荷学校線に取りつけるという案であります。

先ほど言いましたように、この道路の幅員というのは2メートルでありまして、もちろん車道に使えるわけではありませんし、軽四もやっただと私は思います。そして、もし軽四といいますか農作業となりますと、春の田植えと秋作業といいますか刈り取りの時期であると思っておりますので、そんなに頻繁にそのような農耕用の車等が通る場所でもないと思っております。

そういうことで、これを一たん改良いたしまして様子を見て、その上でというふうにも思ったりしておるわけでありまして。そして、その通路といいますか道路は、しばらくの間つながるといいますか、コミュニティ道路という名称、あるいはまたその他の呼び名を公募して、こういった道路があるんだと、通路ができたんだということもPRできないかと思っておるわけでありまして、いずれにいたしましても、私はそのようなことを思って、今担当課長にも進めるように指示しておるわけでありまして、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

次に、ウォーキングロードにある河川管理道のことについて、一部狭いということで、それを利用されている通行者にとって、ちょっと不都合な点といいますか、事故が起きるといいますか、安全性が欠けているんじゃないかというご指摘であります。

私も課長に、その当時のいきさつといいますか、村が県の河川許可をもらって柵とかいろいろなことをやったわけですから、そういった経緯等も聞きまして、現状はどうかということで報告を受けました。一番狭いところは幅員幅が95センチでありまして、95センチということになれば十分通行はできるわけでありましてけれども、しかし一方は、かなり落ちといいますか落差があって、田んぼであるということで、そこで踏み外したら、けがといいますか、事故が発生するおそれのあるところでもあります。

では、どんな方法がいいんだろうかということも今ちょっと内部で検討しているわけでありまして、今、路肩というわけでありまして、落差があるところの路肩はどれだけの幅員があるかといいますと35センチ近くあると。そうすれば、それを利用してプラスすると1メートル20余りあると。そういったことで、それを補強したりして通路にすればどうかと検討しておるわけでありまして。そうなれば、皆さん方に一つの通路として安全性が保たれるのでなからうかと思っております。

いずれにしましても、これは県の許可を得るといふか占用許可等も要るわけでありま

すので、十分協議していかなければならんと。

そしてもう1つは、今、ウォーキングロードの細川のほうに、川との境界のところに、夜だったら太陽光を利用したびょうと申しますか、光るんですね。ああいったびょうみ
たいなものを取りつけることによって、たとえ暗いときでも、薄暗いときでもそれが光
って安全性が保たれるのではないかと、こういうふうにも思ったりしておりますので、い
ろいろ工夫しながら、ウォーキングロードという施設を十分利用していただけるような
環境づくりを検討してまいりたいと思っておりますので、いろいろ指摘いただいたこと
について感謝申し上げて、十分対応してまいるということをお願いして、私の答弁とさ
せていただきます。

ありがとうございました。

議長（竹島貴行君） 以上で一般質問を終わります。

議案第3号から議案第6号まで

議長（竹島貴行君） 日程第2 議案第3号から議案第6号まで4案件を一括議題とし
ます。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島貴行君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島貴行君） これから議案第3号から議案第6号まで4案件を一括して採決します。

議案第3号から議案第6号まで4案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第6号まで4案件は原案のとおり可決・承認されました。

選 挙 第 1 号

議長（竹島貴行君） 日程第3 選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

舟橋村選挙管理委員会委員に

舟橋村国重58番地	舟 川 豊治郎 君	78歳
同 仏生寺36番地	中 田 俊 夫 君	72歳
同 古海老江100番地	杉 本 政 雄 君	72歳
同 舟橋1109番地	明 官 幸 子 君	65歳

同補充員として

舟橋村東芦原196番地	吉 田 昭 一 君	73歳
-------------	-----------	-----

同 海老江 1 2 1 番地	明 和 俊 一 君	6 9 歳
同 稲荷 5 9 番地 1 5	長谷川 直 人 君	4 2 歳
同 竹内 4 6 9 番地 2	喜 田 義 孝 君	6 1 歳

を当選人と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、舟橋村選挙管理委員会委員に、舟川豊治郎君、中田俊夫君、杉本政雄君、明官幸子君、同補充員に、吉田昭一君、明和俊一君、長谷川直人君、喜田義孝君が当選されました。

舟橋村農業委員会委員推薦の件

議長（竹島貴行君） 日程第 4 舟橋村農業委員会委員推薦の件を議題とします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

舟橋村農業委員会委員に

舟橋村稲荷 3 7 番地	多 鍋 和 彦 君	4 7 歳
同 仏生寺 1 7 0 番地	中 田 イチエ 君	6 9 歳

を指名いたします。

ただいま指名いたしました多鍋和彦君、中田イチエ君を舟橋村農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました多鍋和彦君、中田イチエ君を舟橋村農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（竹島貴行君） 日程第5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村長から人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求められています。

お諮りします。

人権擁護委員の推薦については、原案どおり適任として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として可決されました。

議長（竹島貴行君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げます。

本6月定例会に提案いたしました人事案件2件、条例案件、承認案件、予算案件のそれぞれ1件並びに村道の路線認定の案件にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

私が提案理由説明で申し上げました日本一健康な村を目指すプロジェクトのことでございますけれども、第4次総合計画の基本目標に掲げております「安心して健康で暮らせるまちづくり」の実現化に向けて取り組む事業の一環であります。何とぞご理解とご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく梅雨入りになるとと思いますが、どうか健康にご留意いただき、議員活動をされますようご祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、お礼の言葉

にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島貴行君） これで本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成23年6月舟橋村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年6月15日

議 長 竹 島 貴 行

署 名 議 員 野 村 信 夫

署 名 議 員 明 和 善 一 郎